

特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の審議状況

令和8年2月12日
原子力規制庁

回数	議題	審議状況等
第 29 回 (2026.2.12)	①固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の設置に関する 実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の設置地盤や周辺斜辺が、地震時に当該 建屋の安全機能に影響を及ぼさないことを確認した。
	②実施計画検査実施要領の改正案について	原子力規制庁から、第 28 回技術会合等で議論した 1 F 規則の改正等を踏まえた、実 施計画検査実施要領の改正案を提示した。 東京電力からは特段意見はなく、引き続き原子力規制庁は作業を進めることとした。
	③非管理区域又は汚染のおそれのない管理 対象区域から発生する廃棄物の管理に関 する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。非管理区域等廃棄物の構外搬出にあたっては、協力企業を含め本運 用の周知・教育を丁寧に行い、汚染のおそれのある物品等の混入防止を徹底するよう 求めた。
第 28 回 (2025.11.25)	①1F に係る審査及び検査の改善に向けた検 討	原子力規制庁から、第 26 回技術会合等で示した 1 F に係る審査及び検査の改善の 具体的な内容として、検討中の規則改正案、審査実務要領案などを提示した。 東京電力からは特段意見はなく、引き続き原子力規制庁は作業を進めることとした。
	②固形状の放射性物質に関する検討状況	【瓦礫類の放射能濃度管理手法の構築】 原子力規制庁から、Cs-137 を代表核種とした瓦礫類の濃度評価手法の検討工程な どについて事実確認を行うとともに、東京電力の検討状況を引き続き確認していく ことを伝達した。 【水処理二次廃棄物等の固化処理方針策定】 原子力規制庁から、各種固化手法についての見解を示すとともに、東京電力において 引き続き各種論点に係る検討を進め、廃棄体化に向けた計画を具体化していくこと、 東京電力の検討状況を引き続き確認していくことを伝達した。
	③廃スラッジ回収施設の設置に関する実施 計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。全体を通じて概ね議論が収束したことから、補正に向けた準備を進 めるよう求めた。

第 27 回 (2025.8.15)	①福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方	東京電力より、1F における燃料デブリの本格的な取り出しに関する安全確保策のあり方に関して、3号機燃料デブリ取り出しに係る設計検討の状況について報告があった。 原子力規制庁より、燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方に係る意見交換については、先行きが不透明になったものの、東京電力の検討の進捗に応じて継続的に意見交換を行うこと、ステップバイステップで細かく対応を進めることと1F全体を俯瞰することのバランスに留意すること、及びこれまで実施した3回の意見交換の状況を原子力規制庁から原子力規制委員会に報告することを伝達した。
第26回 (2025.7.8)	①福島第一原子力発電所における地盤モデルの妥当性等について	主な指摘事項は以下のとおり。 【地盤モデルの妥当性】 ●実際に地表面で観測された地震応答が解析により再現できないことについて、地盤物性値のバラツキなど既存データを用いて追加の検討・考察を行い、その原因を推定すること。 【地震時のタンク滑動に関する検討状況】 ●最終的な報告においては、具体的な解析条件を示すとともに、解析モデルの妥当性の検証や摩擦係数などの各パラメータの滑動量に対する寄与度などを含めて丁寧に考察すること。
	②1Fに係る審査及び検査の改善に向けた検討	原子力規制庁から、第24回技術会合等で示した1Fに係る検査の改善内容のうち、中長期的な改善策として、検査枠組みの再整理について、改善の方向性を提示した。東京電力からは特段意見はなく、引き続き原子力規制庁は検討を進めることとした。
	③大型廃棄物保管庫第一棟吸着塔架台床面の耐震性を踏まえた対応方針	指摘事項はなし。原子力規制庁は、1F全体のリスク低減の観点から、東京電力が提案した暫定措置（耐震Sクラスの吸着塔架台を、当面、耐震Cクラス設計の状態で運用を開始すること）を認めるとともに、速やかに当該架台の設置に係る実施計画の変更認可申請をするよう求めた。また、暫定措置の早期解除に向けて、引き続き、Ss地震時の吸着塔機能への影響を評価するよう求めた。

	④その他	【α核種除去設備の進捗状況について】 指摘事項はなし。本件については、申請から1年以上経過しているにも関わらず、実質的な審査が進んでいない状況であったが、東京電力から詳細設計が固まり、順次まとめ資料を提出する旨の報告があり、原子力規制庁はまとめ資料が提出され次第、内容を確認することとした。 【ゼオライト土嚢等処理設備の進捗状況について】 指摘事項はなし。原子力規制庁から、ポンプの見直しに伴う影響（系統流量の低下による配管閉塞の可能性など）については、引き続き、審査の中で確認していく旨を伝えた。
第25回 (2025.3.5)	①福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方	東京電力より、1Fにおける燃料デブリの本格的な取り出しに関する安全確保の在り方に関して、今後の安全評価の見直しに向けたケーススタディの事例が示された。原子力規制庁より、安全評価において、現実に即したものとすることに異存はないものの、具体の申請ではないので方向性をできるものではない旨を伝えた。 今後の議論については、調整することとした。
	②ALPS スラリー安定化処理設備設置に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。引き続き、コメント回答が準備出来次第、説明するように求めた。
	③実施計画検査実施要領の改正案について	原子力規制庁より、第24回技術会合等で示した1Fに係る検査の改善内容のうち、短期的な改善策として、令和6年度内に実施するとして原子力規制検査の要素の導入を実現する等実施するための実施計画検査実施要領の改正案を提示した。 東京電力からは特段意見はなく、引き続き原子力規制庁は改正作業を進めることとした。
	④その他	東京電力から「ゼオライト土嚢等の回収設備の設置に関する実施計画の変更認可申請」に関して、垂直移送ポンプによるゼオライト細粒化事象への対応のため、補正申請が数ヶ月遅れる旨の説明があった。規制庁から、審査内容への大きな影響はないものの、当該ポンプの見直し状況（モックアップ試験の状況を含む）等は適宜審査の中

		で確認していく旨を伝えた。
第24回 (2025.2.4)	①福島第一原子力発電所における燃料デブリ取り出しの安全確保策のあり方	原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力より、1Fにおける燃料デブリの本格的な取り出しに関する安全確保策のあり方について、意見交換を始めるにあたっての課題、東京電力の考え方が示された。 原子力規制庁より、使用済燃料との比較を含めた燃料デブリの現状の把握、長期的な視点を踏まえた規制の重要性についてコメントし、次回以降、より具体的な内容について議論することとなった。
	②1Fに係る審査及び検査の改善に向けた検討	第23回技術会合で実施した意見交換の結果を踏まえて原子力規制庁で検討した1Fに係る審査及び検査の改善の内容について、再度意見交換を行った。 東京電力からは特段意見はなく、原子力規制庁は引き続き検討を進めていくとともに、短期的な改善策については監視・評価検討会や原子力規制委員会にも報告・了承を得た上で、検査実施要領の改正などの更なる詳細な検討を進めていくこととなった。
	③廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。耐震評価の結果について、引き続き審査で確認していくこととした。
第23回 (2024.12.5)	①1Fに係る審査及び検査の改善に向けた検討	原子力規制庁から1Fの現状及びこれまでの審査及び検査の実績を提示するとともに、東京電力からも改善要望を受け、11/13の第42回原子力規制委員会で提示した改善の論点について意見交換を行った。今後原子力規制庁において検討を進める改善の方向性は以下のとおり。 ● 審査については、記載事項の整理や審査実績を踏まえた要求レベル等を取りまとめ、審査官ガイドを策定する。 ● LCOについては、引き続き原子力安全の観点から必要性の低いものについて適宜見直しを進める。 ● 実施計画検査指摘事項の評価等については、原子力規制検査に準じたスクリーニングや重要度評価といった手法の導入を検討する。 ● 施設定期検査、使用前検査及び溶接検査については、検査の枠組みの整理を含め

		合理化を検討する。
	②固形状の放射性物質に関する検討状況	【固体廃棄物分析における分析対象核種の選定】 東京電力より、1F の固体廃棄物分析における分析対象核種選定の方針が示された。原子力規制庁より、今後は廃棄物毎の分析において、必要に応じ、引用されている既存の知見に囚われることなく核種選定を進めていくよう指摘した上で議論を継続していくこととした。 【ALPS スラリーの分析計画】 東京電力より、固化処理方針の策定等を見据えた ALPS スラリーの分析計画が示された。計画の内容を確認するとともに、今後は水処理二次廃棄物全体の固化方針について幾つかある手法について、その優先順位も踏まえ議論を進めていくこととした。
	③その他	1) 審査中案件及び申請予定案件のスケジュール 指摘事項はなし。廃スラッジ回収施設、ALPS スラリー安定化処理設備、分析 2 棟、乾式キャスク仮保管設備、ゼオライト土嚢回収設備及び滞留水一時貯留設備の設置等の審査が長期化している案件について状況の確認／認識合わせを行うとともに、東京電力として優先順位を考慮して計画的に審査対応を進めるよう求めた。
第22回 (2024.9.5)	①福島第一原子力発電所における地すべりの可能性の検討について	主な指摘事項は以下のとおり。 【敷地内における地すべりの可能性の検討状況】 ●富岡層風化部の物性値（N 値や圧縮試験結果など）について、地盤の基礎データの拡充などの観点から、今回取得したデータを含め既存のデータを整理して、風化部の分布状況を示したマップに落とし込むなど、1つ1つのデータをより丁寧に扱うこと。 【地盤モデルの妥当性】 ●新地震計が適切に設置されていることを、実際に観測した地震波等を用いて検証すること。 ●タンク滑動量評価のケーススタディとして、はぎとり波の地震動ではなく、実際に

		地表面で観測した地震波を用いることも検討すること。
	②6号機高圧電源盤 6C の電源停止および火災報知器の作動について	指摘事項はなし。本件については安全上のリスクは小さいことから、応急対策や恒久対策の実施状況などについては、日々の検査の中で確認していくこととした。
	③その他	1) 2号機使用済燃料プールのスキマサージタンクの水位低下事象 指摘事項はなし。今後の1F 検討会において、現在の2号機の使用済燃料プールの状況や今後の使用済燃料取出工程などを踏まえ、SFP 代替冷却戦略を議論していくこととした。
第21回 (2024.7.25)	①廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。再浮遊評価等を含めた公衆被ばく線量の確定値及びその算出方法についてまとめ資料に記載することを求めた。
	②ゼオライト土嚢等処理設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。まとめ資料に対する規制庁コメントを7月9日に手交しているの で、それについても早期に対応するよう求めた。
	③ALPS スラリー安定化処理設備設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【耐震クラス】 ●耐震クラス評価の前提となるインベントリの算出における不確かさを整理するとともに、インベントリとして考慮する核種の選定の考え方を説明すること。 ●脱水物を保管する場所の耐震クラスとその考え方を示すこと。
	④その他	1) 1 号機燃料取扱設備及び燃料取り出し付帯設備設置に伴う実施計画の変更認可申請について ●使用済燃料プールへの波及的影響として Ss900 を用いた評価を今後実施すること、及び、4 号機燃料取扱機の構外搬出に関して、法令で定める表面密度限度の十分の一を超えないことを確認した上で搬出するとともに、再使用しないものを含め全て 1F に持ち帰ることなどを確認した。
第20回 (2024.6.20)	①東京電力による作業点検の結果について	東京電力より、作業点検の結果の分析からリスクアセスメントを強化するという説明があり、作業点検の目的や方法、結果の分析手法等について確認を行った。主な指摘事項は以下のとおり。

		●作業点検の結果だけではなく 4 件のトラブルの要因にも立ち返った上で、CR（Condition Report：状態報告）の更なる活用等の異なる視点から、連続するトラブルの背景要因を分析し、対応策を検討すること
	②免震重要棟の電源構成について	東京電力より、免震重要棟の電源構成と実施計画の記載に齟齬があるということと本年 4 月 24 日の所内電源 A 系停止の際に LCO を一時的に逸脱した理由について説明があり、齟齬の解消について検討を進めるよう指示した。
	③3号 S/C 水位低下に向けた気相部滞留ガスに係る対応	【3号機 S/C 気相部滞留ガスのパージ作業について】 3号機 S/C 気相部滞留ガスの取扱いについて、第 112 回監視・評価検討会で原子力規制庁より提示した論点に対して東京電力より回答が行われ、原子力規制庁より以下の見解及び指示を示した。 ●総合的に考えると、現在実施している PCV を経由したパージ作業を継続する中で加速化策を講じ、リスクの低減を進めていくことが妥当。同作業の進捗や各種パラメータの挙動について今後も継続的な報告を行うこと。
第19回 (2024.5.27)	①ALPS スラリー安定化処理設備設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【閉じ込め機能】 ●換気空調設計について、ダンパやフィルタ等の基数を含めて、具体的な図面（施設の断面図や平面図、機器配置図、系統図）を示した上で、異常時の逆流防止対策を含め確実に放射性物質を限られた区画に閉じ込められることを示すこと。 ●HIC の受入から搬出までの一連のプロセスにおいて、閉じ込め対策を運用で担保する箇所を整理するとともに、当該運用の妥当性について考え方を含め示すこと。特に、スラリー拔出エリアや HIC 解体エリアは長期的には一定程度汚染される可能性が高いことから、それを前提に対策の妥当性を示すこと。 【被ばく対策】 ●HIC の受入から搬出までの一連のプロセスにおいて、人が関与する箇所を明確にするとともに、その際の被ばく対策（ダスト対策を含む）を示すこと。

	②ゼオライト土嚢等処理設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。また、東京電力から設計進捗や審査状況を踏まえたまとめ資料一式が今後提出された後、規制庁がその内容を確認し、残っている課題等があれば改めて提示することを伝えた。 【閉じ込め機能】 ●トラブルや機器故障等によりハウス内が汚染された場合の保管容器の汚染検査方法や搬出方法について示すこと。 【水素対策】 ●保管時における保管容器内の水素濃度評価に関して、評価式や各パラメータの妥当性・適用性を示すこと。
	③廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項なし。異なるエリア間の境界にある目張りやシャッター・ハッチを開放する際に予め確認する項目（ダスト濃度等）とその基準値の考え方についてまとめ資料に記載することを求めた。
	④その他	【作業点検の実施状況】 指摘事項なし。作業の点検が一通り終わった後、最近発生した4件の事案（増設ALPSにおける身体汚染、HTIからの放射性物質の漏えい、増設雑固体焼却建屋での火災警報発生、電気系統による負傷者発生）を含め背景にある共通的な要因を分析・評価し、次回以降の技術会合で報告するよう求めた。
第18回 (2024.4.5)	①増設雑固体廃棄物焼却設備における水蒸気発生事案に係る当面の措置について	【増設雑固体廃棄物焼却設備ピット内水の一時貯留について】 指摘事項はなし。緊急の対応として、5,6号機滞留水貯留設備内の溶接タンクに、ピット内水を一時貯留することを確認した。一時貯留後のピット内水の取扱いについては今後必要な確認を行っていくこととした。
	②高温焼却炉建屋東側壁面からの汚染水の漏えい事案を踏まえた対応について	【SARRY・SARYYⅡの設備改造について】 SARRYにおける漏えい事案を踏まえ、適切な社内手続きに基づいて設備改造が実施されることを確認した。
	③3号機 S/C 水位低下に向けた気相部滞留ガスに係る対応について	【3号機 S/C 気相部滞留ガスのパージ作業について】 現在実施している3号機 S/C 気相部滞留ガスのパージ作業について東京電力より説

		明があり、規制庁より以下の指摘及び見解を示した。 ●現在実施している作業について、作業に伴って変動するパラメータと起きている現象との関係をデータ等より整理した上で、作業の安全性に係る適切な監視を継続するとともに、それを踏まえたより適切な作業管理の方法についても検討を行うこと。 ●当該滞留ガスの今後の取扱いについて、リスクを洗い出した上で取り得る対策に係る網羅的な検討が必要と認識しており、そのための議論に必要な準備を進めること。
第17回 (2024.3.21)	①テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について	【全般】 指摘事項はなし。作業員の被ばく量について計画値を超えた場合の具体的な対応や燃料デブリを収納した運搬用ボックスの詳細な取出方法をまとめ資料に記載することなどを求めた。
	②廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【耐震クラス分類】 指摘事項はなし。インベントリの保守性に関して、各種データの不確かさを定量的に評価した結果をまとめ資料に記載することを求めた。 【閉じ込め機能】 ●現設計の改良案について、使用施設等の基準との関係を整理するとともに、設計だけでは担保できない箇所（保管容器の蓋着脱装置までの移動時など）については確実に汚染拡大が防げるような運用も含めて基準適合性を示すこと。
	③新集中監視室の建物構築の考え方について	【全般】 新集中監視室は緊急時対策所と同一建屋内に設置することは規制上可能なこと及び新集中監視室は耐震Cクラスであることについて合意した。その上で、規制庁から、今後の審査に向けて、i) 新集中監視室の機能喪失時に現場等で必要な監視・操作が確実にできること、ii) 新集中監視室の機能喪失によって緊急時対策所の機能が波及的影響を受けないこと を具体的に説明できるように検討を進めることを求めた。

	④SARRYⅡ吸着塔交換等に関する対応について	主な指摘事項は以下のとおり。 【SARRYⅡ吸着塔交換に関する対応について】 指摘事項はなし。SARRYにおける漏えい事案を踏まえ、適切な作業手順を遵守するとともに監視を強化する等の必要な対策を実施した上で SARRYⅡの吸着塔交換作業が実施されることを確認した。 【増設雑固体廃棄物焼却設備ピットからの水・木材チップ等の回収について】 ピットからの木材チップの回収について、主に以下の点に留意して作業を進めるよう指摘した。 ●ピットからチップを回収する際は、飛び散り等を考慮した適切な汚染拡大防止策を講じること。 ●チップの乾燥・保管に当たっては、火災に係る対策を適切に講じると共に、ダストの飛散防止対策等についても適切に実施すること。 なお、ピット内の水の回収及びその取扱については、今後改めて説明を行うよう求めた。
	⑤その他	1) ゼオライト土嚢等の回収設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について 階段室における活性炭落とし込み作業について、規制庁から、作業員の被ばく対策などに十分な注意を払って進めることを求めた。 2) 実施計画に記載すべき施設・設備の耐震性に係る説明事項の明確化 規制庁から、今後の実施計画（変更）認可申請書に記載すべき施設・設備の耐震性に係る説明事項の内容を示し、東京電力から異論等はなかった。
第16回 (2023.12.26)	①福島第一原子力発電所における地すべりの可能性の検討について	【周辺斜面の安定性】 指摘事項はなし。運用補助共用施設（共用プール建屋）背後斜面の対策工事（セトバック工事）については、できるだけ早期に着手し、完了させることを求めた。
	②2号機燃料デブリの試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について	【落下時影響評価】 指摘事項はなし。全体を通じて概ね議論が収束したことから、補正に向けた準備を進めるよう求めた。

	③放射性物質分析・研究施設第2棟設置に関する実施計画の変更認可申請について	【設計評価事故等】 指摘事項はなし。引き続き、その他の項目について基準適合性を確認していくこととした。
第15回 (2023.12.4)	①固形状の放射性物質に関する検討状況	【がれき等の分析方針】 東京電力より、濃度・性状による保管・管理に移行していくためのがれき類の分析について、以下の方針が示され、次回以降、具体的な分析結果や手法、分析の進め方や濃度管理移行のための考え方等について議論を行っていくこととした。 ●既発生のがれき類について、保管容器の表面線量率により放射能濃度を評価する手法を2028年度までに確立するために、低線量のがれき類より分析を進めていく。 ●解体廃棄物について、2028年度までの解体手法の整備を目指して、3・4号Rw/Bをまずは対象として、解体モデルケースの検討を実施する。 【ALPSスラリーの固化処理】 東京電力より、水処理二次廃棄物の固化について、以下の方針が示された。 ●ALPSスラリーについて、脱水設備によって脱水することを前提に、セメント固化について優先的に検討を進め、2025年度までに（他の水処理二次廃棄物含めた）固化方針を策定する。 規制庁より、リスク低減の観点からALPSスラリーはできるだけ速やかに固化すべきという考えを述べた上で、主に以下の指摘を行い、今後も議論を継続していくこととした。 ●セメント固化成立性確認のための分析の具体的内容を今後説明すること。 ●スラリー脱水物の長期保管に係る安定性、水処理二次廃棄物全体の固化方針の検討状況について今後説明を行うこと。
第14回 (2023.11.2)	①2号機燃料デブリの試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【落下時影響評価】 ●燃料デブリ収納容器の落下時の放射線影響評価に関して、当該評価で用いたデブ

		り運搬量とエンクロージャから取り外す際の基準線量率に基づくデブリ運搬量との関係を整理するとともに、落下時のダスト飛散率の妥当性を示すこと。
	②廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【閉じ込め機能】 ●廃スラッジ充填室はダスト取扱エリアにも関わらずダスト管理用排風機で吸引するなど、区分に応じた独立の換気空調設計になっていないが、規制基準に照らして本来あるべき姿を整理した上で、1Fとして現行設計を採用する具体的な理由や根拠を示すこと。 ●換気空調設備の逆流防止措置について、ダスト取扱エリアである飛散防止カバーからダスト管理エリアや通常エリアに逆流が否定できないことから、規制基準に照らして本来あるべき姿を整理した上で、1Fとして現行設計を採用する具体的な理由や根拠を示すこと。
	③建屋滞留水一時貯留設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について	当該設備の設置が1F全体のリスク低減に資することを確認できたことから、今後詳細な技術的な審査を進めることとした。なお、滞留水処理設備は、中長期的に使用する上、インベントリも多いため、より信頼性・堅牢性を備えた設備の将来設置等を継続的に検討するよう求めた。
	④固形状の放射性物質に関する検討状況	東京電力より、既発生のがれき類について、コンクリートよりも金属、その他不燃物の物量が多いことが示された上で、主に以下の方針が説明された。 ● 再利用対象となっているBG以下の金属がれき14.0万m³について、屋外での一時保管を継続する。 ● 表面線量率やβ汚染の有無で分別されているがれき類については、混ぜないようにして減容処理を行う。 ● 濃度管理に移行するに当たっては、減容処理時等に採取した試料の分析結果に基づき、保守的な濃度評価を事後的に適用する。 規制庁より、主に以下の指摘を行い、今後議論を継続していくこととした。 ● 現在のがれき類の保管状況等を考慮すると、既発生のがれき類については減容

		後に保守的な濃度評価を適用することが現実的かつ妥当であることを整理して示すこと。 ● コンクリートがれきに加え、金属がれきやその他不燃物がれきについても分析のスケジュールや具体的な考え方を示すこと。
	⑤その他	1) 1号機原子炉建屋上部への地震計設置について 東京電力より、1号機原子炉建屋の健全性の監視を目的として、同建屋4階の外壁に今年度中に地震計を設置する予定であることが説明された。また、原子力規制庁より、震災後の1～3号機の地震計のデータのみでなく、5・6号機及び震災前の1～3号機の地震計のデータについても、建屋健全性評価手法の確立のために活用を検討していくことを求めた。
第13回 (2023.9.11)	①1号機 PCV 内ペDESTALの状況を踏まえた対応状況	ペDESTALの支持機能喪失に伴うRPVとPCVへの構造上の影響評価について、東京電力から説明が行われ、規制庁より、以下の見解及び指摘を示した。 ● 評価の前提や入力値を仮定に基づいて設定せざるを得ないことから、事故後の1号機の実態を反映した評価を実施することには限界があると認識。 ● 一方、評価の内容やその不確かさについて、根拠等に係る説明が不足している部分があることから、今後監視・評価検討会に報告する際には、説明を整理して拡充すること。
	②2号機燃料デブリ試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【被ばく評価】 ● エンクロージャからグローブボックスへの燃料デブリの輸送可否を判断する基準線量率の値及び考え方を示すこと。また、当該輸送時に受ける作業員の想定被ばく量を示すこと。 【落下時影響評価】 ● 建屋内での揚重作業において、燃料デブリを収容した容器が落下した場合の影響（必要に応じて対策等を含む）を示すこと。
	③ゼオライト土壌等の回収設備の設置に関	指摘事項はなし。実規模モックアップ試験は、規制庁からのコメントを適切に反映

	する実施計画の変更認可申請について	し実施することを確認した。
	④使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設に関する実施計画の変更認可申請について	指摘事項はなし。輸送・貯蔵兼用乾式キャスクの審査ガイド等への適合方針は適切であることから、今後、具体的な評価内容等を確認していくこととした。
	⑤放射性物質分析・研究施設第2棟の設置に関する実施計画の変更認可申請について	主な指摘事項は以下のとおり。 【設計評価事故等】 ●設計評価事故の抽出にあたっては、燃料デブリの分析時のみならず、受入から搬出までの全ての工程を考慮すること。また、評価条件として単一の故障を考慮すること。 ●設計評価事故を超える事故の拡大防止策については、その実現性を示すこと。
第12回 (2023.7.11)	①固形状の放射性物質に関する検討状況	【低レベルのコンクリート等廃棄物】 東京電力より、主に以下の方針が説明された。 ●既発生のがれき類と今後発生する解体廃棄物とを分けて保管管理の方策を検討 ●既発生のがれき類の表面線量率と放射能濃度の相関関係を整理するための分析に優先的に取り組んでいく 規制庁より、主に以下の指摘を行い、今後議論を継続していくこととした。 ●既発生表面線量率BG以下のがれき類について、屋外保管を議論する必要があると認識 ●そのために、必要な分析について次回以降具体的に議論したい 【ALPSスラリーの固化処理】 規制庁から、今後東京電力がスラリー脱水設備の成立性を示す際に、固化処理を含む関連する技術的な課題について包括的な議論をする必要がある旨指摘し、東京電力から準備する旨回答。
	②1号機PCV内ペDESTALの状況を踏まえた対応状況	【ペDESTALの支持機能喪失に係る影響評価と対策】 ダストの影響評価及びその影響緩和策に関して、第10回技術会合での規制庁からの指摘に東京電力から回答があり、技術的な議論が概ね収束した。

		RPV と PCV の構造上への影響については、東京電力の準備ができ次第、技術会合において議論を行う。
第 11 回 (2023.6.19)	①福島第一原子力発電所における地すべりの可能性の検討について	主な指摘事項は以下のとおり。 【周辺斜面の安定性】 ●評価対象とする重要施設等は、現在の 1F の特徴を踏まえて選定すること。また、選定結果のみならず選定過程も示すこと。 ●共用プールの背後斜面について、事象の切迫度、対策工事の内容及び工事に伴う被ばく量、対策工事による廃炉工程の遅延程度等を示すこと。また、それらを踏まえた具体的な対策工事を検討すること。
	②放射性物質分析・研究施設第 2 棟の設置に関する実施計画の変更認可申請について	【耐震設計】 S クラスへの波及的影響の防止について大きな指摘事項はなし。引き続き、以下の事項の詳細を確認していくこととした。 ・非常用電源設備を含む個別機器の耐震設計 ・外部事象に対する設計上の考慮 ・臨界防止対策などその他の「措置を講ずべき事項」への適合性
	③廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について	東京電力から、閉じ込め機能の強化に伴い、設備の追加や筐体の大型化が必要になり筐体強度/耐震評価を見直すため、補正時期が当初の 6 月から 23 年度下期に遅れる旨の説明があった。
	④その他	1) 非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について 第 8 回技術会合で規制庁から示した考え方に対して、東京電力から対応方針が示された。規制庁から、主に以下の事項を指摘するとともに、引き続き、議論を継続することとした。 ・施設の潜在的な放射線リスクを考慮して耐震クラスを定めており、それに基づき、仕様規定的に非常用電源設備の設置等を求めているものであり、安全評価で 5mSv を下回れば設備の設置要求がなくなるというものではない。規制体系としても、個別条文で設備設置要求があり、その上での安全評価である。

		・特定原子力施設という法の趣旨に照らせば、1F も徐々に通常規制に向けて努力すべきであり、今後中長期に使用する新設の施設・設備について、使用施設であれば必要な非常用電源設備を1F だから不要とする合理的な理由が示されていない。放射性物質の取扱量や形状、廃炉作業全体への悪影響などを具体的に示した上で、1F は不要する考え方を示すこと。 2) 1F における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方 規制庁から、令和 4 年度第 51 回原子力規制委員会資料 3 の別紙「1F における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」について、静的地震力の記載の一部を適正化する旨を説明した。
--	--	--

第1回～第10回：略

特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の審議状況【審議中案件】

(1) 福島第一原子力発電所における地すべりの可能性の検討について

項目	審議状況等
敷地内における地すべりの可能性の検討状況	●風化部を考慮した地盤モデルでの地震応答解析については、敷地内の風化部の厚さや N 値等にバラツキがあることから、パラメータスタディを行うこと。(第2回) ⇒風化部の厚さやN値のパラメータスタディを含めた地震応答解析の結果が示され、風化部が施設の耐震評価や地盤安定性に及ぼす影響は小さいことを確認した。(第9回) ●重要施設等周辺の斜面安定性に関して、Ss900 を用いた検討を実施すること。なお、現在の1F の特徴を踏まえて、評価対象とする重要施設等を選定すること。(第2回) ⇒周辺斜面の安定性評価、追加ボーリング調査で得られるコアの室内試験の結果及び地震時のタンク滑動の要因分析(鉛直地震動の影響を含む)については、引き続き確認を行い、新たな技術的な課題が生じた場合等に技術会合を開催することとした。(第9回) ⇒風化部のボーリング調査・室内試験の結果が報告された。風化部の物性値を踏まえ、地盤モデルにおいて風化部を個別にモデル化する必要はないことを確認した。その上で、風化部の物性値(N 値や圧縮試験結果など)について、地盤の基礎データの拡充などの観点から、今回取得したデータを含め既存のデータを整理して、風化部の分布状況を示したマップに落とし込むなど、1つ1つのデータをより丁寧に扱うことを求めた。(第22回)
敷地外の地すべり地形	●敷地外の地すべり地形の検討に資する補足情報を充実する観点から、より原地形が残っているとみられる2箇所(南相馬市の塚原地区と榎葉町の下小埜地区)についても、地形判読を行うこと。(第2回) ⇒追加2箇所の地形判読結果として、大規模な地すべりは認められず、また小規模な地すべりは敷地高台(33m 盤)の段丘面を起点としたものではないとの見解が示された。(第9回)
周辺斜面の安定性	●評価対象とする重要施設等は、現在の1F の特徴を踏まえて選定すること。また、選定結果のみならず選定過程も示すこと。(第11回) ⇒評価対象とする重要施設等が汚染水貯蔵建屋等も含め現在の1F の特徴を踏まえて選定されていること、また、評価対象斜面が選定過程も含めてその結果が示されていることを確認した。(第16回)

	●共用プールの背後斜面について、事象の切迫度、対策工事の内容及び工事に伴う被ばく量、対策工事による廃炉工程の遅延程度等を示すこと。また、それらを踏まえた具体的な対策工事を検討すること。（第 11 回） ⇒運用補助共用施設（共用プール建屋）は今後も長期間使用することなどを踏まえ、当該建屋の背後斜面については、1F 全体としての総合的なリスク低減の観点から、対策工事（セットバック工事）を実施することを確認した。（第 16 回）
地盤モデルの妥当性	●新地震計が適切に設置されていることを、実際に観測した地震波等を用いて検証すること。（第 22 回） ⇒観測記録や設置状況等により、新地震計が適切に設置されていることを確認した。（第 26 回） ●実際に地表面で観測された地震応答が解析により再現できないことについて、地盤物性値のバラツキなど既存データを用いて追加の検討・考察を行い、その原因を推定すること。（第 26 回）
タンク滑動量評価	●タンク滑動量評価のケーススタディとして、はざとり波の地震動ではなく、実際に地表面で観測した地震波を用いることも検討すること。また、最終的な報告においては、具体的な解析条件を示すとともに、解析モデルの妥当性の検証や摩擦係数などの各パラメータの滑動量に対する寄与度などを含めて丁寧に考察すること。（第 22 回、第 26 回）

（２）廃スラッジ回収施設の設置に関する実施計画の変更認可申請について

項目	審議状況等
耐震クラス分類	●安全機能喪失時の被ばく評価等におけるインベントリの算出根拠を示すこと。（第 7 回） ⇒算出根拠として廃スラッジの分析結果や要素試験の結果などが示されるとともに、インベントリを算出する過程を確認した。（第 17、19 回） ●屋外の堰に廃スラッジ等が漏えいした場合の機動的対応策を整理して示すこと。（第 7 回） ⇒Ss900 による廃スラッジ漏えいシナリオを踏まえた条件に基づき、運転員等による機動的対応の方針が示された。（第 21 回） ●換気空調設備の機能喪失時の被ばく評価の条件として「脱水スラッジの容器充填時かつ排風機停止時」が代表性を有することを示すこと。また、「送排風機を停止するインターロック等」が地震時でも期待できることを示すこと。（第 7、8 回） ⇒送排風機を停止するインターロックについて、異常時に確実に動作するようフェイルセーフ設計となっていることを確認した。 引き続き、「脱水スラッジの容器充填時かつ排風機停止時」が代表性を有することを確認する。（第 14 回） ⇒ダスト取扱エリア等の換気空調設備を耐震 B クラスとし、静的機器によりバウンダリを維持する設計に見直したことを確認した。（第 21 回）
閉じ込め機能	●保管容器を出し入れする際のダスト管理方法（換気空調設備による圧力や流量管理等）について示すこと。（第 8 回）

	⇒保管容器の出し入れを含め当該作業全体を通じたダスト閉じ込め対策（運用対策を含む）について適切に実施されることを確認した。なお、異なるエリア間の境界にある目張りやシャッター・ハッチを開放する際に予め確認する項目（ダスト濃度等）とその基準値の考え方についてまとめ資料に記載することを求めた。（第 19 回）
	●遠心分離機シュート部に設置する局所吸引ダクトについて、想定どおりの空気の流れになることを設計上どのように確認したのか示すこと。（第8回） ⇒遠心分離機室を廃スラッジ充填室と同一のダスト取扱エリアに変更したことにより、規制基準上は、エリアの違いによるダスト移行抑制対策は必要がなくなったことを確認（第 17 回）。その上で、局所吸引ダクトの運用は継続することから、東京電力として、当該吸引性能を確認する要素試験を実施し、適切に吸引できることを確認していることの報告があった（第28回）。
	●換気空調設備の逆流防止措置を示すこと。その際、現行設計では、ダスト取扱エリアである飛散防止カバーからダスト管理エリアや通常エリアに逆流が否定できないことから、規制基準に照らして本来あるべき姿を整理した上で、1Fとして現行設計を採用する具体的な理由や根拠を示すこと。（第8、14 回） ●廃スラッジ充填室はダスト取扱エリアにも関わらずダスト管理用排風機で吸引するなど、区分に応じた独立の換気空調設計になっていないが、規制基準に照らして本来あるべき姿を整理した上で、1Fとして現行設計を採用する具体的な理由や根拠を示すこと。（第 14 回） ⇒規制基準に照らして本来あるべき姿が示された。その上で、当該姿を実現する上で解決すべき技術的な課題及び解決にかかる期間等を踏まえ、1F 全体のリスク低減を早期に進める観点から現行設計をベースに改良する案が示された。（第 17 回）
	●現設計の改良案について、使用施設等の基準との関係を整理するとともに、設計だけでは担保できない箇所（保管容器の蓋着脱装置までの移動時など）については確実に汚染拡大が防げるような運用も含めて基準適合性を示すこと。（第 17 回） ⇒使用施設等の基準への適合方針が示されるとともに、保管容器の出し入れを含め当該作業全体を通じたダスト閉じ込め対策（運用対策を含む）について適切に実施されることを確認した。（第 19 回）
その他	●保管容器を第四施設に一時保管する期間について示すこと。（第7回） ⇒プロセス主建屋にて継続的に保管する場合と比較し、第四施設に一時保管する場合の優位性が示されるとともに、その期間を廃スラッジ回収施設の設備運転開始から8年以内とする旨を確認した。（第 14 回）

（3）非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について

項目	審議状況等
----	-------

非常用電源設備	規制庁が第8回技術会合で示した「1Fにおける放射性物質の閉じ込め機能を有する施設・設備に対する非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について」に対して、東京電力から対応方針が示された。規制庁から、主に以下の事項を指摘するとともに、引き続き、議論を継続することとした。(第11回) - 施設の潜在的な放射線リスクを考慮して耐震クラスを定めており、それに基づき、仕様規定的に非常用電源設備の設置等を求めているものであり、安全評価で5mSvを下回れば設備の設置要求がなくなるというものではない。規制体系としても、個別条文で設備設置要求があり、その上での安全評価である。 - 特定原子力施設という法の趣旨に照らせば、1Fも徐々に通常規制に向けて努力すべきであり、今後中長期に使用する新設の施設・設備について、使用施設であれば必要な非常用電源設備を1Fだから不要とする合理的な理由が示されていない。放射性物質の取扱量や形状、廃炉作業全体への悪影響などを具体的に示した上で、1Fは不要とする考え方を示すこと。
---------	--

(4) 固形状の放射性物質に関する検討状況

項目	審議状況等
ALPS スラリー固化処理の検討	- Sr 濃度が低下してきている現状において、ALPS の炭酸塩共沈プロセスを継続する必要性について検討すること(第10回) - 今後スラリー脱水設備の成立性を示す際に、固化処理を含む関連する技術的な課題について包括的な議論をする必要があるため、課題を網羅して考えを示すこと。(第12回) ⇒ALPS スラリーについては、脱水を前提にセメント固化について優先的に検討を進め、2025 年度までに他の水処理二次廃棄物含め固化方針を策定する(第15回)。 ●ALPS スラリーのセメント固化成立性確認のための分析について、今後説明を行っていくこと。(第15回) ●スラリー脱水物の長期保管に係る安定性、水処理二次廃棄物全体の固化方針の検討状況について今後説明を行っていくこと。(第15回)

(5) 3号機 S/C 水位低下に向けた気相部滞留ガスに係る対応について

項目	審議状況等
3号機 S/C 気相部滞留ガスのパージ作業について	現在実施している3号機 S/C 気相部滞留ガスのパージ作業について東京電力より説明があり、規制庁より以下の指摘及び見解を示した。(第18回) ●現在実施している作業について、作業に伴って変動するパラメータと起きている現象との関係をデータ等より整理した上で、作

	業の安全性に係る適切な監視を継続するとともに、それを踏まえたより適切な作業管理の方法についても検討を行うこと。 ●当該滞留ガスの今後の取扱いについて、リスクを洗い出した上で取り得る対策に係る網羅的な検討が必要と認識しており、そのための議論に必要な準備を進めること。
	3号機 S/C 気相部滞留ガスの取扱いについて、第 112 回監視・評価検討会で原子力規制庁より提示した論点に対して東京電力より回答が行われ、原子力規制庁より以下の見解及び指示を示した。(第20回) ●総合的に考えると、現在実施している PCV を経由したパージ作業を継続する中で加速化策を講じ、リスクの低減を進めていくことが妥当。同作業の進捗や各種パラメータの挙動について今後も継続的な報告を行うこと。 ⇒検査等において作業の進捗やパラメータの監視等を継続して監視中。

(6) 固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の設置に関する実施計画の変更認可申請について

項目	審議状況等
耐震設計	指摘事項はなし。固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の設置地盤や周辺斜辺が、地震時に当該建屋の安全機能に影響を及ぼさないことを確認した。(第29回)

(7) 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の管理に関する実施計画の変更認可申請について

項目	審議状況等
全般	指摘事項はなし。非管理区域等廃棄物の構外搬出にあたっては、協力企業を含め本運用の周知・教育を丁寧に行い、汚染のおそれのある物品等の混入防止を徹底するよう求めた。(第29回)

特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の審議状況【審議済案件】

- (1) 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和5年2月21日認可】
技術会合：第5回
- (2) ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について【令和5年5月10日認可】
技術会合：第1回、第2回、第3回、第4回、第6回
- (3) 1号機 RCW の水素滞留事象等を踏まえた対応状況
技術会合：第10回
- (4) 2号機燃料デブリ試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について【令和6年2月5日認可】
技術会合：第13回、第14回、第16回
- (5) 大型廃棄物保管庫クレーンの設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和6年3月1日認可】
技術会合：第7回
- (6) 新集中監視室の建物構築の考え方について
技術会合：第17回
- (7) テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出しに関する実施計画の変更認可申請について【令和6年5月9日認可】
技術会合：第17回
- (8) 6号機高圧電源盤6C の電源停止および火災報知器の作動について
技術会合：第22回

(9) 放射性物質分析・研究施設第2棟の設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和6年12月18日認可】

技術会合：第7回、第11回、第13回、第16回

(10) 建屋滞留水一時貯留設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和7年1月21日認可】

技術会合：第14回

(11) 1号機 PCV 内ペデスタルの状況を踏まえた対応状況

技術会合：第10回、第12回、第13回

(12) 高温焼却炉建屋東側壁面からの汚染水の漏えい事案を踏まえた対応について

技術会合：第17回、第18回

(13) 増設雑固体廃棄物焼却設備における水蒸気発生事案に係る当面の措置について

技術会合：第17回、第18回

(14) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設に関する実施計画の変更認可申請について【令和7年8月20日認可】

技術会合：第13回

(15) ゼオライト土嚢等の回収設備の設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和7年11月18日認可】

技術会合：第5回、第9回、第13回、第17回、第19回、第21回

(16) ALPS スラリー安定化処理設備設置に関する実施計画の変更認可申請について【令和8年1月29日申請取り下げ】

項目	審議状況等
閉じ込め機能	●換気空調設計について、ダンパやフィルタ等の基数を含めて、具体的な図面（施設の断面図や平面図、機器配置図、系統図）を示した上で、異常時の逆流防止対策を含め確実に放射性物質を限られた区画に閉じ込められることを示すこと。（第19回）
	●HICの受入から搬出までの一連のプロセスにおいて、閉じ込め対策を運用で担保する箇所を整理するとともに、当該運用の妥当

	性について考え方を含め示すこと。特に、スラリー抜出エリアや HIC 解体エリアは長期的には一定程度汚染される可能性が高いことから、それを前提に対策の妥当性を示すこと。(第 19 回)
被ばく対策	●HIC の受入から搬出までの一連のプロセスにおいて、人が関与する箇所を明確にするとともに、その際の被ばく対策（ダスト対策を含む）を示すこと。(第 19 回)
耐震クラス	●耐震クラス評価の前提となるインベントリの算出における不確かさを整理するとともに、インベントリとして考慮する核種の選定の考え方を説明すること。(第 21 回) ⇒不確かさを有する評価条件を整理するとともに、その影響程度を考慮し、算出された放射能濃度の 1.3 倍を耐震クラス評価で用いる放射能濃度として設定していることを確認した。また、Sr-90 以外の核種については、公衆被ばく線量への影響が小さいことを確認した。(第 25 回) ●脱水物を保管する場所の耐震クラスとその考え方を示すこと。(第 21 回)

※未回答の内容については、再度申請された際などに改めて確認する。